

2011年3月18日

社団法人 日本人材派遣協会
会長 坂本 仁司 様

日本労働組合総連合会
事務局長 南雲 弘行
(公印省略)

「東北地方太平洋沖地震」に伴う派遣労働者の雇用確保に関する要請

この度の震災は、多数の犠牲者・被災者が発生し、多くの事業所が損害を受けるなど、各地で甚大な被害をもたらしています。また、電力需給の逼迫なども合わせて、今後の経済活動と雇用への影響が強く懸念されます。とくに、急激な事業変動の影響を受けやすいのが派遣労働者であり、この震災が、2008年世界同時不況における派遣労働者の解雇・雇止めを再び惹起させるようなことがあってはならないと考えます。計画停電が派遣労働者の就業環境に与える影響を最小限にとどめることとあわせ、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて最大限の取り組みが必要であると考えます。

したがって、喫緊の課題として、下記について会員各社で取り組まれるようお願い申し上げます。

記

1. 震災の影響で派遣先が操業不能となった場合、派遣中の労働者の休業手当についての労基法 26 条の責めに帰すべき事由の存否の判断は派遣元の使用者についてなされること、「天災地変等の不可抗力によって操業できないために、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場に就業させることができない場合であっても、それが使用者の責めに帰すべき事由に該当しないこととは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて判断し、その責めに帰すべき事由に該当しないかどうかを判断することとなる」（厚労省昭 61・6・6 基発 333 号）とされています。この通達の趣旨の遵守に努め、派遣先などと連携して、すみやかな就業先の確保に努めること。就業先の紹介が困難な場合は、休業手当の支払いなど適切な休業措置を講じること。計画停電による操業停止または休業の場合も同様とすること。
2. 雇用契約の中途解除は行わないこと。中途解除せざるを得ない場合でも、残りの契約期間についての賃金保証を行うこと。
3. 公共交通機関の不通・遅延によって出勤不能・遅刻・早退を余儀なくされる派遣労働者については、通常通り勤務したものと取り扱うこと。

4. 震災や計画停電により通常経路での通勤ができず迂回通勤した労働者について、差額交通費を支給すること。

5. その他、派遣労働者の雇用・労働条件の確保に全力を挙げること。

以 上